

平成25年第1回（2月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 日（2月19日）	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
職務のため出席した事務局職員	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
議会運営委員長の報告	5
会期の決定	6
諸報告	7
管理者提出議案の上程及び説明	9
議案第1号の説明、質疑、討論、採決	11
議案第2号の説明、質疑、討論、採決	12
議案第3号の説明、質疑、討論、採決	13
議案第4号の説明、質疑、討論、採決	15
議案第5号の説明、質疑、討論、採決	17
議案第6号の説明、質疑、討論、採決	18
議案第7号の説明、質疑、討論、採決	19
議案第8号の説明、質疑、討論、採決	20
議案第9号の質疑、討論、採決	23
議員提出議案発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	31
議員提出議案発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
管理者挨拶	34
閉 会	35

埼玉中部環境保全組合告示第1号

平成25年第1回（2月）埼玉中部環境保全組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年2月12日

埼玉中部環境保全組合 管理者 新 井 保 美

1 期 日 平成25年2月19日（火）午前9時

2 場 所 埼玉中部環境センター 議場

3 附議事件

- 1 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 2 議案第2号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 3 議案第3号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について
- 4 議案第4号 埼玉中部環境保全組合一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例
- 5 議案第5号 埼玉中部環境保全組合新施設建設検討委員会設置条例を廃止する条例
- 6 議案第6号 埼玉中部環境保全組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 7 議案第7号 埼玉中部環境保全組合証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 8 議案第8号 平成24年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第2号）
- 9 議案第9号 平成25年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	潮 田 幸 子	議 員	2 番	金 澤 孝 太 郎	議 員
3 番	中 島 清	議 員	5 番	中 野 昭	議 員
6 番	岡 田 恒 雄	議 員	8 番	現 王 園 孝 昭	議 員
9 番	高 橋 節 子	議 員	1 0 番	加 藤 勝 明	議 員
1 1 番	神 田 隆	議 員	1 2 番	荻 野 勇	議 員
1 3 番	杉 田 し の ぶ	議 員	1 4 番	内 野 正 美	議 員

○ 不 応 招 議 員 (1 名)

7 番 渡 邊 良 太 議 員

平成25年第1回（2月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録

○議事日程 第1号

平成25年2月19日（火曜日） 午前9時開会

開会及び開議

- 第1 議事日程の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議会運営委員長の報告
- 第4 会期の決定
- 第5 諸報告
- 第6 管理者提出議案の上程及び説明
- 第7 議案第1号の説明、質疑、討論、採決
- 第8 議案第2号の説明、質疑、討論、採決
- 第9 議案第3号の説明、質疑、討論、採決
- 第10 議案第4号の説明、質疑、討論、採決
- 第11 議案第5号の説明、質疑、討論、採決
- 第12 議案第6号の説明、質疑、討論、採決
- 第13 議案第7号の説明、質疑、討論、採決
- 第14 議案第8号の説明、質疑、討論、採決
- 第15 議案第9号の質疑、討論、採決
- 第16 発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決
- 第17 発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

閉 会

○出席議員（12名）

1番	潮田幸子	議員	2番	金澤孝太郎	議員
3番	中島清	議員	5番	中野昭	議員
6番	岡田恒雄	議員	8番	現王園孝昭	議員
9番	高橋節子	議員	10番	加藤勝明	議員
11番	神田隆	議員	12番	荻野勇	議員
13番	杉田しのぶ	議員	14番	内野正美	議員

○欠席議員（1名）

7番 渡邊良太 議員

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	新井保美君
副管理者	原口和久君
副管理者	石津賢治君
会計管理者	福田実君
事務局長	原勇君
事務局次長	新井久夫君
総務課長	成井治久君
施設課長	水村清君

○職務のため出席した事務局職員

書記 深谷俊行

◎開会の宣告

(午前 9時00分)

○岡田恒雄議長 ただいまから平成25年第1回(2月)埼玉中部環境保全組合議会定例会を開会いたします。

出席議員は12名ですので、定足数に達しております。よって、本議会は成立いたします。

なお、説明者として関係者の出席を求めていますので、よろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○岡田恒雄議長 これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○岡田恒雄議長 日程第1、議事日程の報告を行います。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してございますので、ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○岡田恒雄議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

埼玉中部環境保全組合議会会議規則第88条の規定により、5番、中野昭議員、8番、現王園孝昭議員、9番、高橋節子議員を指名いたします。

◎議会運営委員長の報告

○岡田恒雄議長 日程第3、議会運営委員長の報告を行います。

去る2月12日に議会運営委員会が開かれておりますので、委員長よりその結果の報告をお願いいたします。

中野議会運営委員長。

○中野 昭議会運営委員長 皆さん、改めましておはようございます。ただいま議長の命により、日程第3、議会運営委員長の報告を申し上げます。

去る2月12日午前9時30分から、当センターにおきまして、本日の議会日程等について協議をいたしました。皆様のお手元に配付してございます議事日程について順次説明を申し上げます。

日程第4、会期の決定につきましては、本日1日限りといたします。

日程第5、諸報告につきましては、議会行政視察報告、管理者諸報告であります。なお、議会行政視察報告は、加藤副議長より行います。

日程第6、管理者提出議案の上程及び説明。

日程第7、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて。

日程第8、議案第2号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について。

日程第9、議案第3号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について。

日程第10、議案第4号 埼玉中部環境保全組合一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例について。

日程第11、議案第5号 埼玉中部環境保全組合新施設建設検討委員会設置条例を廃止する条例。

日程第12、議案第6号 埼玉中部環境保全組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

日程第13、議案第7号 埼玉中部環境保全組合証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例。

日程第14、議案第8号 平成24年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第2号）。

日程第15、議案第9号 平成25年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算。

以上が管理者提出議案であります。

なお、地方自治法の改正に伴い、条ずれ等が生じたことにより、当組合の議会運営委員会条例及び議会会議規則の改正が必要となりました。この案件につきまして、12日の議会運営委員会で協議を行い、議員提案で発議第1号及び発議第2号を提出することに決定いたしました。

日程第16、発議第1号 埼玉中部環境保全組合議会運営委員会条例の一部を改正する条例について。

日程第17、発議第2号 埼玉中部環境保全組合議会会議規則の一部を改正する規則について。

以上であります。

次に、日程第14、議案第8号 平成24年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第2号）終了後、休憩をとりまして全員協議会を開催し、日程第15、議案第9号 平成25年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算の細部説明を行うことに決定いたしましたので、よろしくお願いを申し上げます。

また、昼食につきましては、これまでどおり用意しないと決定させていただきました。

以上が2月12日に行われました議会運営委員会の報告であります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○岡田恒雄議長 ありがとうございました。

◎会期の決定

○岡田恒雄議長 日程第4、会期の決定につきましては、中野議会運営委員長の報告のとおり、2月19日本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定をいたしました。

◎諸報告

○岡田恒雄議長 日程第5、諸報告を行います。

初めに、昨年11月6日から8日に議会行政視察を実施しておりますので、副議長からご報告を申し上げます。

加藤副議長。

○加藤勝明副議長 おはようございます。議長の命により、平成24年度議会行政視察研修の概要につきまして報告をさせていただきます。

議会行政視察研修報告書、2ページをお願いいたします。平成24年度の議会行政視察は、11月6日、7日、8日の日程で実施しております。視察先は、6日に福岡県北九州市「新門司工場」、7日に沖縄県倉浜衛生施設組合「エコトピア池原」、8日に那覇市・南風原町環境施設組合「那覇・南風原クリーンセンター」であります。

視察目的は、最新のごみ処理施設、リサイクルプラザ等を視察することにより、今後の当組合の運営に資することです。

参加者は、岡田議長、潮田議員、金澤議員、中島議員、中野議員、渡邊議員、現王園議員、高橋議員、神田議員、荻野議員、内野議員、そして私、加藤の12名であり、杉田議員が欠席であります。執行部より新井管理者にご参加をいただき、事務局より2名が随行しております。

初めに、6日に視察いたしました福岡県北九州市「新門司工場」の概要について申し上げます。

新門司工場では、田中新門司工場長、環境局循環社会推進部の安部施設課長から説明を受けました。

新門司工場は、北九州市の門司区と小倉南区のごみを処理しております。北九州市のごみ処理量は3つの清掃工場で年間約35万トンですが、直方市など近隣市町村のごみも受け入れており、合わせると約46万トンのごみを処理しているとのことです。なお、受け入れ処理費用は、トン当たり2万円とのことでした。

シャフト式ガス化溶融炉は、ごみの量を100とすると、5の割合でコークスを使用し、1,800度という高温でごみを溶融します。そのため、灰ではなく、スラグ、メタルが生成されます。スラグはごみの処理量の約10%、メタルは約1%、埋め立てが必要なダストは約4%の割合で、スラグは、舗装、マンホール、ブロックなどに、メタルは重機のおもりとして利用されます。スラグもメタルも売却単価は同一で、トン当たり190円とのことでした。

余熱利用で発電設備を備えており、余剰電力は電力会社に売却、売電額は年間約4億円ということになります。

次に、7日に視察いたしました倉浜衛生施設組合「エコトピア池原」の概要について申し上げます。

倉浜衛生施設組合では、町田次長、新本総務課長、新垣業務第一課長、本村主任から説明を受けました。

エコトピア池原のごみ処理方式は流動床式ガス化溶融炉であり、選定した理由は、ストーカ炉と灰溶融炉を設置するのに比べて、燃焼と溶融が1つの施設でできるため施設がコンパクトであること、実例が多いこと、維持管理面での経済性にすぐれていること、ごみに含まれる鉄、アルミ等が有効的に回収できることなどでありました。

また、離島という地域特性から、最終処分場の確保が容易でなく、現在の最終処分場の延命化ということも大きな課題で、溶融施設を選定したとのことでありました。

次に、8日に視察いたしました那覇市・南風原町環境施設組合「那覇・南風原クリーンセンター」の概要について申し上げます。

那覇市・南風原町環境施設組合では、宮城事務局長、比嘉所長から説明を受けました。

組合設立後、最終処分場「那覇エコアイランド」、還元施設「環境の杜 ふれあい」を建設し、ごみ処理施設とあわせ3施設の管理運営を行っております。

ごみ処理方式はストーカ式であり、選定した理由は、新施設の検討をしていた当時、ガス化溶融炉の技術的成熟度が十分でなく、安心、安全な施設として地元の意向などもあり、実績のあるストーカ炉に決定したとのことでありました。

灰溶融炉を設置し、最終処分場への埋め立て量を減らすことで、最終処分場の延命化につながっているとのことでありました。

以上、視察の概要を申し上げましたが、活発な質疑が行われ、大変有意義な研修でありましたことを申し添えまして、研修報告といたします。

なお、主な質疑応答について記載してございますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。

以上で視察研修報告といたします。

○**岡田恒雄議長** ありがとうございます。

副議長の議会行政視察報告が終わりました。

続きまして、管理者から10月定例会以降の報告を求められておりますので、その報告をお願いいたします。

新井管理者。

○**新井保美管理者** おはようございます。本日ここに、平成25年第1回埼玉中部環境保全組合議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともにご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、議長さんのお許しをいただきましたので、昨年10月定例会以降の事務の執行状況につきましてご報告申し上げます。

お手元に配付させていただきました平成24年4月から本年1月までの運転状況について申し上げます。

管内の搬入ごみ量は、可燃ごみ3万818.68トン、粗大ごみ1,079.89トン、合計3万1,898.57トンであり、昨年度と比較いたしますと、可燃ごみ384.29トンの減、粗大ごみ41.07トンの減、合計425.36トン、1.32%の減でありました。なお、ほかに小川地区衛生組合からの受託ごみ771.7トンの可燃ごみを処理しております。

次に、放射性物質の測定結果につきましては、本年1月10日採取のセシウム134及び137の合計は、焼却灰1キログラム当たり82.6ベクレル、ばいじん1キログラム当たり880ベクレルでありました。一般的な埋め立て基準の値となっている8,000ベクレルを大きく下回っており、灰の処分につきましては、合計3,574.34トン进行セメント原料として処理委託しております。

次に、施設の運転管理につきましては、定期点検整備、各設備の点検整備等が終了し、良好な運転管理を継続しており、順調に進んでおります。

次に、第2期大間処分場につきましては、BODの数値は、廃止基準の60ppmを下回る良好な結果であります。また、原水のpH（水素イオン濃度）が高いことから、1カ所であった希硫酸の注入口を昨年7月に4カ所増設し、中和を図っておりますが、依然高い状況でありますので、今後も埼玉県を担当部局と連携を図り、早期廃止に向け努めてまいります。

次に、10月29日、埼玉中部環境センター運営協議会及び第7回新施設建設検討委員会を開催していただき、新施設の整備に関する検討の経過について報告をさせていただいております。11月5日には、広域化に関係する11団体に対しまして経過報告をいたしております。また、新施設建設検討委員会委員につきましては、本年1月24日をもって任期終了となっております。

なお、鴻巣市から派遣いただいております篠原亮副室長は、11月8日付で派遣解除となっております。

結びに、今後もより健全な財政運営及び安全な施設運営に努めてまいりますので、議員の皆様の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げます。諸報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○岡田恒雄議長 管理者の諸報告が終わりました。

◎管理者提出議案の上程及び説明

○岡田恒雄議長 日程第6、管理者提出議案の上程及び説明を行います。

提出議案について、管理者にその説明を求めます。

新井管理者。

○新井保美管理者 議長の命により、提出議案の説明を申し上げます。

議案第1号 専決処分の収入を求めることについては、白岡町の市制施行に伴う埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更であり、12月10日に専決処分させていただきましたので、議会の承認を求めたいとするものであります。

次に、議案第2号及び議案第3号は、埼玉縣市町村総合事務組合の構成団体の脱退及び加入に伴う改正であり、構成団体の数の減少及び数の増加に伴う同組合規約を変更することについて、議会の議決を求めたいとするものであります。

次に、議案第4号 埼玉中部環境保全組合一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例につきましては、一般廃棄物処理施設を設置する団体に技術管理者の資格の基準を定めた条例を整備することが義務づけられましたので、制定するものであります。

次に、議案第5号 埼玉中部環境保全組合新施設建設検討委員会設置条例を廃止する条例につきましては、新設建設検討委員会委員による当組合での検討がなくなりましたので、廃止するものであります。

次に、議案第6号 埼玉中部環境保全組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、新施設建設検討委員会設置条例を廃止することに伴いまして、委員会の委員報酬を削除するものであります。

次に、議案第7号 埼玉中部環境保全組合証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法が改正されたことに伴いまして、条ずれ等が生じ、その整備を図るものであります。

次に、議案第8号 平成24年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,201万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億9,783万1,000円といたしたいとするものであります。

歳入につきましては、使用料及び手数料1,000万円の増額、財産収入16万7,000円の増額、諸収入の受託事業収入835万4,000円の増額、雑入349万2,000円の増額であります。

歳出につきましては、総務費、総務管理費、一般管理費23万6,000円の減額、財政調整基金費3,905万4,000円の増額、施設整備基金費14万9,000円の増額、衛生費、清掃費、清掃総務費13万7,000円の減額、塵芥処理費794万9,000円の減額、事業対策費886万8,000円の減額であります。

次に、議案第9号 平成25年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算について申し上げます。

予算の概要は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億9,607万6,000円とし、5,800万6,000円、7.69%の減といたしたいとするものであります。

歳入の主なものは、構成市町からの負担金5億円、地方交付税分負担金1,600万円、使用料及び手数料1億4,000万円、繰入金3,000万円等であります。

歳出の主なものは、議会費627万3,000円、57万7,000円の減額、総務費4,723万5,000円、6,140万4,000円の減額、衛生費6億3,737万6,000円、404万4,000円の増額であります。

以上、議案第1号から議案第9号につきましてその概要を申し上げましたが、細部につきましては事務局長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、原案のとおり可決、ご決定賜りますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○岡田恒雄議長 以上で提出議案について管理者の説明が終わりました。

◎議案第1号の説明、質疑、討論、採決

○岡田恒雄議長 日程第7、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

原事務局長。

○原 勇事務局長 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて説明申し上げます。

埼玉県市町村総合事務組合の規約の変更について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので、承認を求めたいとするものであります。

本議案は、平成24年10月1日に白岡町の市制施行及び蓮田市白岡町衛生組合の名称変更をすることに伴う改正で、議決書の提出期限が12月20日ございましたので、12月10日、専決処分をさせていただきました。

新旧対照表をお願いいたします。別表第1、第3条関係につきましては、総合事務組合の構成団体であります。「蕨市」を「蕨市 白岡市」に、「宮代町 白岡町」を「宮代町」に、「蓮田市白岡町衛生組合」を「蓮田白岡衛生組合」に改めたものであります。

別表第2、第4条1号に掲げる事務は、退職手当に関する事務であります。「ふじみ野市」を「ふじみ野市 白岡市」に、「宮代町 白岡町」を「宮代町」に、「蓮田市白岡町衛生組合」を「蓮田白岡衛生組合」に改めたものであります。

第4条第2号に掲げる事務は、災害補償に関する事務であります。「蕨市」を「蕨市 白岡市」に、「宮代町 白岡町」を「宮代町」に改めたものであります。

第4条第3号に掲げる事務は、交通災害共済に関する事務であります。「加須市」を「加須市 白岡市」に、「宮代町 白岡町」を「宮代町」に改めたものであります。

別表第3、第6条関係は、組合の議員の定数及び選挙の方法を定めたものであります。第1区の項中「蕨市」を「蕨市 白岡市」に改め、第2区の項中「宮代町 白岡町」を「宮代町」に改めた

ものであります。

以上でございます。

○岡田恒雄議長 説明が終わりましたので、これより質疑を求めます。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○岡田恒雄議長 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

◎議案第2号の説明、質疑、討論、採決

○岡田恒雄議長 日程第8、議案第2号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

原事務局長。

○原 勇事務局長 議案第2号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に

ついて説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成25年3月31日をもって埼玉縣市町村総合事務組合から、久喜地区消防組合、埼玉西部広域事務組合及び加須鴻巣学校給食センター組合を脱退させることについて、議会の議決を求めたいとするものであります。

久喜地区消防組合及び加須鴻巣学校給食センター組合は解散により、また、斎場業務と消防業務を行っている埼玉西部広域事務組合は消防広域化により消防職員が脱退し、新たに埼玉西部消防組合の職員となることとなり、平成25年4月1日以降の埼玉西部広域事務組合は、斎場業務は残りますが、斎場業務の職員は全て構成市から派遣された職員のみとなるため、埼玉縣市町村総合事務組合に加入する必要がございませんので、3月31日をもって脱退するものであります。

以上でございます。

○岡田恒雄議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○岡田恒雄議長 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の説明、質疑、討論、採決

○岡田恒雄議長 日程第9、議案第3号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の

増加及び同組合の規約変更についてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

原事務局長。

○原 勇事務局長 議案第3号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成25年4月1日から、埼玉県市町村総合事務組合に埼玉西部消防組合及び埼玉東部消防組合を加入させ、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて、議会の議決を求めたいとするものであります。

新旧対照表をお願いいたします。別表第1、第3条関係及び別表第2、第4条第1号に掲げる事務の項中「坂戸、鶴ヶ島下水道組合 久喜地区消防組合」を「坂戸、鶴ヶ島下水道組合」に、「毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合 埼玉西部広域事務組合 加須鴻巣学校給食センター組合」を「毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合」に、「大里広域市町村圏組合」を「大里広域市町村圏組合 埼玉西部消防組合 埼玉東部消防組合」に改めるものであります。

消防広域化に伴い、平成25年4月1日に埼玉西部消防組合及び埼玉東部消防組合が新たに設立となり、埼玉県市町村総合事務組合に加入するものであります。

以上でございます。

○岡田恒雄議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○岡田恒雄議長 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の説明、質疑、討論、採決

○岡田恒雄議長 日程第10、議案第4号 埼玉中部環境保全組合一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例についてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

原事務局長。

○原 勇事務局長 議案第4号につきましては、地域の自主性及び自立性を高める改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成23年8月30日に公布されたことに伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項が改正され、一般廃棄物処理施設を設置する市町村は技術管理者の資格基準を定めた条例を整備することが義務づけられましたので、本条例を制定いたしたいとするものであります。

それでは、議案第4号 埼玉中部環境保全組合一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例について説明申し上げます。

埼玉中部環境保全組合一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第21条第3項の規定に基づき、一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格について定めることを目的とする。

次の第2条各号につきましては、表記のとおり朗読させていただきますこととお許しいただきたいと存じます。

(技術管理者の資格)

第2条 法第21条第3項の規定による条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の17第2号イからチまでに掲げる者

(4) 管理者の指定する講習を修了した者

(5) 前4号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

（委任）

第3条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○岡田恒雄議長 説明が終わりましたので、これより質疑を求めます。

質疑ございませんか。

神田議員。

○11番 神田 隆議員 聞きたいのですけれども、これ委託でもよろしいのでしょうか。委託業というか……。

○岡田恒雄議長 事務局長。

○原 勇事務局長 この第3条の、この条例に必要な事項は管理者が定めるという要項をしている条項なのですが、この件につきましては、私ども、管理者の指示を受けて技術管理者の指針をこれから定めてまいりたい。その中に、今協議をして盛り込んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○11番 神田 隆議員 わかりました。

○岡田恒雄議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

次に、討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○岡田恒雄議長 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の説明、質疑、討論、採決

○岡田恒雄議長 日程第11、議案第5号 埼玉中部環境保全組合新施設建設検討委員会設置条例を廃止する条例についてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

原事務局長。

○原 勇事務局長 議案第5号 埼玉中部環境保全組合新施設建設検討委員会設置条例を廃止する条例について説明申し上げます。

埼玉中部環境保全組合は、平成23年1月25日に新施設建設検討委員会を設置し、新たに建設する一般廃棄物処理施設の整備に関する諸事項について調査、研究し、検討してまいりましたが、新施設建設の整備計画の方針転換により、新施設建設検討委員会がその役割を果たすことができなくなりましたので、設置条例を廃止するものであります。

以上でございます。

○岡田恒雄議長 説明が終わりましたので、これより質疑を求めます。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○岡田恒雄議長 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の説明、質疑、討論、採決

○岡田恒雄議長 日程第12、議案第6号 埼玉中部環境保全組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

原事務局長。

○原 勇事務局長 議案第6号 埼玉中部環境保全組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

埼玉中部環境保全組合新施設建設検討委員会設置条例の廃止に伴いまして、新施設建設検討委員会委員の報酬を削除するものであります。

裏面の新旧対照表をお願いいたします。別表中「新施設建設検討委員会委員 日額 委員長 5,500円 委員5,000円」を削除するものであります。

以上でございます。

○岡田恒雄議長 説明が終わりましたので、これより質疑を求めます。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○岡田恒雄議長 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

○岡田恒雄議長 日程第13、議案第7号 埼玉中部環境保全組合証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

原事務局長。

○原 勇事務局長 議案第7号 埼玉中部環境保全組合証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律が平成24年9月5日に公布され、地方自治法第207条が改正され、同法第109条の2が削除され、第115条の2が繰り下げられ、新たに第115条の2が追加されたことに伴い、また、あわせて文言の整備を図るものであります。

本条例は、組合の機関の請求により出頭又は参加した人に実費弁償を支給するものでございます。

裏面の新旧対照表をお願いいたします。第1条第1号中「第100条第1項」を「第100条第1項後段」に改め、第2号中「第109条の2第5項及び第110条第5項」を「第115条の2第2項（第109条第5項において準用する場合を含む。）」に改め、第4号中「第109条の2第5項及び第110条第5項」を「第115条の2第1項（第109条第5項において準用する場合を含む。）」に改め、第5号を削り、第6号中「、埼玉県行政手続条例（平成7年埼玉県条例第65号）又は」を第10条「若しくは」に改め、第9号の次に第10条を加え、「、行政庁」を「行政庁」に、「又は主宰者」を「又は行政手続法第17条第1項若しくは埼玉中部環境保全組合行政手続条例第17条第1項の規定により主宰者」に、「聴聞の」を「聴聞に関する」に改め、同号を同条第5号といたしたいとするものであります。

以上でございます。

○岡田恒雄議長 説明が終わりましたので、これより質疑を求めます。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 賛成討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○岡田恒雄議長 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の説明、質疑、討論、採決

○岡田恒雄議長 日程第14、議案第8号 平成24年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第2

号) について議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

原事務局長。

○原 勇事務局長 議案第8号 埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,201万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,783万1,000円といたしたいとするものであります。

5 ページをお願いいたします。歳入につきましては、2 款使用料及び手数料、1 節清掃施設手数料、4 月から1 月までの実績と2 月、3 月の歳入見込みにより、1,000 万円を増額するものであります。

3 款財産収入、1 節利子及び配当金につきましては、積立金利子の確定に伴い、財政調整基金積立金預金利子1 万8,000 円、施設整備基金積立金預金利子14 万9,000 円を増額するものであります。

6 款諸収入、2 項受託事業収入、1 節ごみ処理受託事業収入につきましては、12 月に小川地区衛生組合から家庭系ごみ処理費トン当たり1 万8,000 円、464.09 トンのごみ処理受託をいたしましたので、835 万4,000 円を増額するものであります。

3 項雑入、1 節雑入349 万2,000 円につきましては、有価物売却収入は、契約単価が当初見込みより高い単価で契約できましたので、300 万円を増額するものであります。また、放射線測定費用賠償金49 万2,000 円につきましては、平成23 年6 月から平成24 年3 月まで毎月実施した焼却灰及びばいじんの放射線測定費用11 回分と、平成24 年1 月に実施した排出ガス及び空間放射線量の放射線測定費用を東京電力に請求いたしました。その結果、請求内容が認められ、11 月に測定費用の全額が振り込まれたものであります。

次に、歳出について申し上げますので、6 ページをお願いいたします。2 款総務費、1 目一般管理費、2 節給料、一般職員給につきましては、当組合の給与条例は鴻巣市給与条例を準用しており、鴻巣市が昨年6 月議会で給料の減給補償について減額の改正がなされ、7 月1 日からの施行に伴い1 名分7 万6,000 円を減額するものであります。3 節職員手当等3 万8,000 円の減額につきましては、給料の減額に伴い、地域手当2,000 円、期末手当2 万4,000 円、勤勉手当1 万2,000 円の減額をするものであります。4 節共済費2 万8,000 円の減額につきましては、共済組合の負担金の負担率の変更に伴う、また給料の減額に伴い、4 万6,000 円の減額。また、公務災害補償基金負担金につま

しては、東日本大震災による臨時特例的に公務災害補償等給付費及び大震災に関連する公務災害防止事業費に充てるため、平成24年度に限り、特別負担金として1万8,000円を増額するものであります。27節公課費、公害健康被害補償予防協会負担金9万4,000円の減額につきましては、汚染負荷量賦課金の確定によるものであります。

2目財政調整基金、25節積立金3,905万4,000円を増額につきましては、歳入の増額と総務費及び衛生費の減額補正分3,903万6,000円及び利子1万8,000円を積み立てするものであります。なお、補正後の財政調整基金は約1億5,148万円ですが、平成25年度当初予算に3,000万円を繰り入れする予定であります。

3目施設整備基金費、25節積立金につきましては、利子の確定に伴い、14万9,000円を増額するものであります。なお、補正後の施設整備基金は約12億2,990万円です。

7ページをお願いいたします。3款衛生費、1目清掃総務費、2節給料5万4,000円、3節職員手当等2万3,000円、4節共済費6万円の減額につきましては、給料の減給補償の減額に伴い、施設課1名の減額であります。

2目塵芥処理費、11節需用費、薬剤費につきましては、契約時の単価交渉により200万円を減額するものであります。13節委託料につきましては、運転管理業務委託料358万円、焼却炉等点検整備委託料559万1,000円、環境調査業務委託料177万8,000円の減額は、入札執行に伴う減額であります。焼却灰等中間処理委託料につきましては、当初見込みより焼却灰等がふえておりますので、500万円を増額させていただきたいとするものであります。

3目事業対策費、1節報酬31万8,000円は、新施設建設検討委員会の検討がなくなりましたので、減額するものであります。4節共済費、職員共済組合負担金につきましては、負担率の検討に伴い、建設推進室1名分1万4,000円の減額をするものであります。9節旅費58万円、11節需用費56万円、14節使用料及び賃借料52万4,000円の減額につきましては、住民を対象としたごみ処理視察を8月22日、23日に実施させていただきました関係費用の減額であります。13節委託料につきましては、ごみ処理基本計画書を策定しておりませんので、300万円を減額するものであります。19節負担金、補助及び交付金387万2,000円は、鴻巣市からの派遣職員が11月8日付で鴻巣市に戻りましたので、減額するものであります。

以上でございます。

○岡田恒雄議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○岡田恒雄議長 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時53分

○岡田恒雄議長 直ちに本会議を再開いたします。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○岡田恒雄議長 日程第15、議案第9号 平成25年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算についてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明があり、休憩中に事務局長から細部説明がありましたので、これより質疑を求めます。

質疑はございませんか。

杉田議員。

○13番 杉田しのぶ議員 それでは、何点か質問させていただきたいと思います。

歳出の7ページになりますけれども、議会費にかかわる件なのですけれども、議会費の研修にかかわる予算、また8ページの総務費の一般管理費の研修にかかわる予算について質問させていただきたいと思いますが、これまで主に中部環境として施設を建設するという目的があって、その参考とするために視察研修を行ってきたかというふうに思います。25年度予算化をしたのはどういう目的で視察研修を行う考えなのか。また、視察研修費用としては総額で幾ら今年度予算化をされたの

か、伺いたいと思います。

次に、2点目として、8ページになります。一般管理費の弁護士相談料として30万円が予算計上されていますけれども、これは平成24年から新施設建設に向けて問題が生じたときのためにということで予算化をされたものというふうに記憶をしておりますが、25年度予算では事業対策費が廃目となったり新設検討委員会設置条例も廃止をされておりますけれども、弁護士相談料を残した理由について伺いたいと思います。

続きまして、11ページの清掃総務費ですけれども、施設課の職員が1名退職をするということで、16ページの一般職の総括表を見ましても全体で1名の職員が減になっています。ベテランの職員が退職をして、なおかつ補充をしないで業務に支障はないのか、伺いたいと思います。

最後に、もう一点なのですけれども、13ページ、周辺整備負担金2,500万円についてですけれども、先ほどの説明では、当施設の周辺整備を吉見町にお願いするものということで説明がありましたが、24年の予算議会の際にもこの予算の使い方について私のほうで質疑をさせていただきました。そのときに、私は、今後の整備計画をつくっていただきたいというふうに申し上げましたけれども、特にこの負担金が始まってから長い間、10年以上にわたって未整備となっているところ、それがどれくらいあって、概算では幾らかかるのか。また、地権者等の問題で整備できないところはあるのかなど、どの方が議会に来て、この周辺に住んでいらっしゃる町民の方もそうなのですけれども、誰が見ても一目瞭然にしておくべきだというふうに思いますけれども、これを24年の予算議会の際に提案しましたけれども、取り組んでいただけたのかどうか。

以上4点、伺いたいと思います。

○岡田恒雄議長 事務局長。

○原 勇事務局長 1点目の議会研修の目的と総額で幾ら予算化したのかの質問でございますけれども、視察研修につきましては、新たな施設が建設されておりますので、当組合でもそれらを視察することで議員さんの識見につながり、構成市町議会でも検討の一資料になりますので、議長と相談させていただき、視察研修費用を計上させていただきました。視察研修費の総額は、議員、正副管理者、事務局全ての参加の状況を試算いたしまして、25年度の視察研修費用は総額で172万1,000円であります。

2点目の弁護士相談料を残した理由につきましては、杉田議員のご指摘のとおり、24年度についてはそのような説明で予算計上させていただきました。しかし、当組合でも、諸問題が生じたときのために計上させていただきました。

3点目の職員1名の退職に伴う業務に支障は出ないのかとのご質問ですが、当然ベテラン職員の退職でございますので、支障が出ないということはこの場で申し上げられませんが、職員体制につきましては、平成25年度臨時職員も採用して業務に支障がないよう努めてまいります。

4点目の周辺整備の事業のご質問でございますが、確かに議会の中で杉田議員から計画をつくる

ようにと要望をいただきました。周辺整備事業につきましては、吉見町に今後の事業計画についてまとめていただきました。地元要望として、道路改良、道路新設及び舗装、側溝整備、水路整備等の整備の箇所を取りまとめていただきましたが、先ほどのご質問、どのくらいかかるのかというご質問でございますが、概算費用については示されておりませんが、今後計画的に整備をしていただけるものと考えております。

それから、もう一点の、地権者の問題で整備できなかった箇所はあるのかというご質問ですが、吉見町に確認いたしましたら、できなかった箇所はあると伺っております。

以上でございます。

○岡田恒雄議長 杉田議員。

○13番 杉田しのぶ議員 初めに、議会費の研修議会費と一般管理費の研修の件についてなのですが、きょうの本会議の中でも、平成24年度の議会行政視察研修報告ということで副議長のほうから報告がありました。今局長が言われたように、議員の見識にもつながり、今後の構成市町でも検討の一資料につながるのではないかとということで答弁があったのですが、きょうの報告の（目的）を見ますと、今後の当組合の運営に資することというふうにあります。私自身は、やはり新しいごみ処理施設、視察先については新しい施設だけではないかとは思っておりますけれども、やはり今後の中部環境保全組合の運営に資する視察を中部環境の予算として視察費用を賄って視察に行くということについては了解できるのですが、新施設についての視察というふうになりますと、この中部環境保全組合として新施設を建設するということは今の段階ではなくなりましたから、やはりそれに対する視察研修を行うということは、本来の中部環境の運営に資するという目的から外れるというふうに思うのです。そういった点で、視察研修の内容については、これから25年度のを決められるというふうに思うのですが、こうした点から今質問させていただいているのですが、この目的がやはり達成できるような視察研修であるべきだというふうに私は思うわけなのですが、管理者はこの点についてどうお考えになるか、伺いたいと思います。

次の2点目……1点ずつでしたか。続けて質問してよろしいのですか、議長、済みませんが。

○岡田恒雄議長 この議会の視察の問題を管理者に聞くのですか。

○13番 杉田しのぶ議員 はい、あの……

○岡田恒雄議長 議会の問題で……休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時03分

○岡田恒雄議長 再開します。

杉田議員。

○13番 杉田しのぶ議員 私も議会運営委員会のほうに委員として所属しておりますので、この経

緯についてはその議運の中で伺ったのですけれども、やはり議会の側からですね、今議長の側から、予算について管理者のほうに話があったということで、その経緯も聞いているのですけれども、そういう中で、今発言しましたように、今後の組合の運営に資する形での視察研修を25年度行っていく考えは、管理者ではなくて、事務局長に伺いたいと思いますけれども……

〔「事務局長にも難しい問題なんですよ」と言う人あり〕

○13番 杉田しのぶ議員 でも……では、休憩してもらっていいですか、済みませんけれども。

○岡田恒雄議長 暫時休憩します。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時10分

○岡田恒雄議長 再開します。

杉田議員。

○13番 杉田しのぶ議員 今局長のほうから答弁いただきましたけれども、総額で25年度172万1,000円ということで予算が組まれているということなのですが、私は研修自体がだめと言っているのではないのですね。ただ、25年度は状況がこれまでと変わりましたので、そういった意味でやはり見直していく部分も、特に視察先についてなのですが、やはり吟味しなくてはいけないという部分も出てくるのかなというふうに考えております。ですので、今年度は1泊2日の研修費ということで前年度よりも若干予算としては少なくなっているのですが、ぜひ議会の側も、執行部の側も、視察先について今後議論されると思うのですが、今までと状況が違うということも含めて検討していただきたいというふうに思います。

2点目の質問なのですけれども、弁護士の相談料、25年度については組合で問題が生じたときのためにということで予算を計上しているということではありますが、この諸問題というのはどのようなことを想定しているのか。また、今年度以降も継続して予算化をしていくという考えにもとれるのですが、その点はいかがなんでしょうか、伺いたいと思います。

3点目の質問の、施設課の職員が1名減になるということで質問させていただきましたが、臨時職員を採用して対応していくということで答弁をいただきました。ベテランの方がいなくなるので支障が出ないとは言えないが、努力をしていくというようなご答弁をいただいたのですけれども、これまでその施設課の職員が担ってきた仕事の内容、これ臨時の方で十分補えるのかどうか、その点を再度確認させていただきたいと思います。

最後、周辺整備の関係なのですけれども、事業計画について吉見町のほうでまとめてもらったという答弁がありました。概算費用については示されていないということなのですけれども、やはり一番最初にこの質問をしたときに、今この周辺整備が始まった経緯からご答弁をいただいたのですけれども、双方代理という民法上の絡みがあって今の形をとっているというお話だったのですが、

そういうことを考えますと、やはり民法上の手続上の問題で今吉見町にお金を負担金として出して、そこで吉見町から工事をしてもらっているということでしたよね。なので、本来であれば中部環境がこの地域の周辺整備を行って、地域の人たちの目に見える形で整備がされていくのが望ましいわけなのですが、それができないから今の形をとっている。局長の先ほどの答弁にありましたけれども、吉見町にお願いをしていると。今後も吉見町に整備をしていただけるものと考えているというふうに言われておりましたが、この点、ちょっと考えなくてはいけないのかなというふうに答弁を聞いていて思いました。また、ですので、以前にも申し上げましたけれども、区長さんからいろいろ中部環境の中の協議会の中で要望等も聞いているという話もありましたけれども、中部環境の側から聞いていただくということも、前回も言いましたが、そのこともまた重ねてお願いするとともに、整備できない場所があるということも吉見町から聞いているというお話でしたけれども、そのことをちゃんと周辺地域の方にお返ししているのか、何でここを整備できないのかということもその地域の、その近くに住んでいる人ですね、区長さんということではなくて、その近くに住んでいる方は理由までちゃんとわかっていて納得した上で今も未整備になっているのか、その辺のところもとても重要になってくると思うのですね。やはりそういう点もきちんと対応していただいているのかどうか、その点を伺いたいというふうに思います。お願いします。

○岡田恒雄議長 事務局長。

○原 勇事務局長 1点目の弁護士料の関係でございますが、これ私ども建設当時から顧問弁護士料として昭和59年から平成10年度まで顧問弁護士をつけていた経緯がございます。それが年間30万円、毎年ですね。平成11年度から平成20年度までやはり顧問弁護士を変えてお願いしていた経緯もがございます。これは報酬で予算化していたのですが、やはり正副管理者会議の中で中部環境はもう闘争もないだろうということで、平成21年度から平成23年度まで予算化しておりませんでした、顧問弁護士料として。しかしながら、24年に新たな計画が持ち上がりましたので、顧問弁護士料として30万円相談料として計上させていただきましたが、今後中部環境が諸問題というのはどういうことなのかというご質問でございますが、それを私どもが想定できないから顧問弁護士料をつける。やっぱりどういう諸問題が生じてくるかとなったときに、やはり法の立場のお力をかりなければ、事務局のレベルで対応できるものであればよろしいですけれども、やはり法に精通した方にご相談しなければならぬ事案はあるということで25年度は予算化させていただきました。

それから、臨時職員で対応できるのかということでございますが、今現在の回答はこれがベストでございます。今後人事案件等で絡んでくると思いますので、これは今の私ども事務局では答弁できません。ただ、議会の中で支障はないのかということでございますので、支障はないように努力してまいりたいということでございます。

それから、仕事内容でございますが、施設管理全てでございます。例えば、今回委託料の中で修繕の中でいろいろ契約業務もやらなければならない、安心安全な施設を継続するにはやはり毎日の

点検が必要でございます。それは運転管理業者がかなり長くやっていますので、その辺は安心していただけるものでございます。だから、支障が出ないのかということでは、出る、出ますけれども、それを何とかやりましょうというのが今の事務局の考えでございます。

それから、中部環境から要望してほしいというご質問でございますが、私ども、先ほど杉田議員も述べましたけれども、平成10年から地元対策事業を……失礼、11年ですね、11年からやってきました。それで、当初は中部環境が中心になって工事請負を組んで、吉見町の許可をいただいて11年度はやらせていただきました。それが杉田議員のご要望でございますけれども、確かにそれで県に相談いたしましたら、民法108条に抵触すると。吉見町の管理者と……失礼、吉見町の町長と中部環境の管理者が同一人物だということで、急遽そのころは助役という階級がありましたけれども、町長同士でお願いですることとはだめだということで、助役に執行代理者になっていただいてやっただと。そしたら吉見町から、こういう手続よりも負担金をいただければちゃんと吉見町が責任持ってやりますよと。それは要望についてですよ。ただ単に吉見町の考え方でやっているのではないのです。ですから、実績報告も出る、予算の途中で計画書も出る、ちゃんと吉見町は手続を踏んでおります。

ただ、未整備箇所については、杉田議員さんもお案内のとおり、桜土手から東第二小学校に、ほかの議員さんはわからないかもしれませんが、ちょっと言わせていただきたいのですが、小学校に行くところは細くなっていると思います。これは地権者の問題で拡張できなかったと。かなり吉見町は努力してくれたのですけれども、やはり地権者の考え方というのは大変事業の執行に妨げをするようなお考えの方もいらっしゃいますので、今現在もそこは未整備で細くなっております。

それから、整備の関係でございますが、住民に知らされているのかと言いますと、私ども知らせております。それは全員に知らせたわけではないのですけれども、私どものセンター運営協議会に地元の方々が6名出てきていますので、代表で出てきていますので、その中で説明をさせていただいています。例えば総会の際に図面まで渡して話をさせていただいている経緯もございます。ただ、これは吉見町にお願いするというよりも、私どもも民法上の関係でそういうふうなせざるを得なかったということは杉田議員もご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○岡田恒雄議長 杉田議員。

○13番 杉田しのぶ議員 初めに、弁護士の相談料の関係なのですけれども、これまで平成20年までは顧問弁護士ということでお願いしてきたという経緯が今まであったということで答弁いただいたのですけれども、3年間いなかった時期もあったようですけれども、今後は置いていくという考えで、その前、私、ずっと今まで置かないでいたのかなというふうに逆に思ったものですから、これは別にだめだという意味で質問しているわけではなくて、確認の意味で今後も置いていくのかということで、相談料として計上していくのかということで質問させていただきました。この件は流れ

についてもわかりましたので、了解しました。

次の施設課の職員の関係なのですけれども、人事案件もあるのでということで答弁ありましたけれども、やはり全体の職員の人数が、やはり1つの施設ですので、役場庁舎と違いますから、やっぱりこぢんまりに感じるのですね、私。そういった意味で、1人退職をして、正規の職員を補充しないで今の現段階の予算ではやっていくということでありましてけれども、今後の新施設との関係から、その人事の関係、やはり絡んでいるのかなというふうに思いつつも、臨時職員を雇ってやっていくということでありまして、これはやってみなければというところもちろんあるかとは思いますが、同じ施設内にいらっしゃる局長を初め総務課長等もいらっしゃると思うので、補い合っていてやっていただいて、もし支障が生じてどうにもこうにもという場合には、ぜひ管理者のほうにも言っていただいて、業務に支障が出ないように、大きな事故につながることはないようにやっていっていただきたいというふうに、これは要望しておきたいと思います。

最後に、周辺整備の関係なのですけれども、今までのやりとりしてきたことと大体同じようなやりとりがまた繰り返されたかなというふうに思うのですが、事業計画ができていて、吉見町ももちろんちゃんとやっていると思います。そういう中で、ただ、中部環境のほうから負担金として出されているわけですから、あとどういう事業がどれくらい残っているというのは、中部環境の議員さんもわかるようにしておいたほうが良いというふうに思うのです。そういうふうに分かっていれば今後の計画もある程度、概算ですけれども、立てられるとも思いますし、やはりその辺は吉見町とも協議をしていただいて、計画立ってぜひ、その今局長が言われた桜土手から東第二小のところというふうに言われましたけれども、そこ以外にも未整備の箇所結構、この中部環境の裏のほうにもたくさんあるように私も見ておりますので、そこだけではなくてですね、そういった未整備箇所が残されているところ、できない理由は何なのか。それも含めて、この議員さんがわかるように、私も含めてなのですけれども、今後町とぜひ調整していただいて、計画立てて整備していただくことを要望したいと思います。

以上です。

○岡田恒雄議長 ほかに質疑はございませんか。

高橋議員。

○9番 高橋節子議員 先ほどの大間処分場の関係ですが、これはフロートバイオシステムでやっている。いつまでもBODとか、まあBODでも今14というふうに伺いましたが、これももっと下がったほうができればいいですけれどもね。pHも11を超えているということですので、今後やり方変えてみてもいいのかなというふうにも思うのですけれども、これはどこでどんな……機関でこれをして対策を立てているのかどうなのか。依然下がらないということであれば、これから方法を考えてもいいのかどうか、どうなのでしょう。

それから、あと、今杉田議員も周辺整備ということで盛んにおっしゃっていますが、この周辺と

というのはどのあたりまで周辺になるのか。例えば土地、北本は衛生組合があるのですけれども、余りその周辺整備というのはやってもらっていないですね。別の議会だから仕方がないのですけれども。本当にこの負担金があるだけいいなというふうにも見えていますけれども、どの辺まで周辺整備というのですかね、これ、教えてください。

以上です。

○岡田恒雄議長 事務局長。

○原 勇事務局長 高橋議員さんのご指摘は本当にありがたいと思います。私ども、フロートバイオシステムを導入して、BODは下がった下がったと喜んでおりました。そしたらpHが依然落ちないということで県からご指摘をいただいて、そのときにはpHのことは一切出ていなかったのです。BODが下がればということで水の処理の関係で進めてまいったら、いざ廃止、2年間下がってきたから廃止できるというふうに県に行ったのですね。そしたら、pHの数値が高くて、それでいろいろと工夫を変えたらどうかということで、昨年、先ほども申し上げましたように、希硫酸で中和しますので注入口を多くふやして、今それをやっているところでございます。もう少しその辺の評価をいただきたいと思います。

それから、どこに相談するのかというご質問だと思いますけれども、中央管理事務所で東松山…さいたま市です、失礼しました。さいたま市の中央管理事務所で相談に乗っていただいているところでございます。

それから、周辺はどのあたりまでかなというご質問でございますが、東第二地区と私どもは認識しております。ここからここまでというエリアで地元対策事業をしているわけではございません。やはり周辺整備というのは、この近くだけではなくて、やはり建設当時に大変ご理解をいただいたということで、事務局は東第二地区ということで吉見町と協議を進めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○岡田恒雄議長 ほかに。

内野議員。

○14番 内野正美議員 14番。皆さんが周辺整備とかそういうことを言っていただいて申しわけないのですけれどもね、中部環境の議員さんとして40年前の鴻巣新聞から始まって、経緯を知っているのですか、皆さんが。今から40年前に鴻巣新聞に記載されていること、中身を読んだことありますか。それから10年間、いろんな新聞がここに建てるものに対してどれだけ新聞で議論をされているか、そのようなことがわかっているのであれば議論してもいいのですけれども、それに対して正副管理者は40年前からいろんな思いで大変な思いしてきているわけですよ、実際に。皆様はそういうようなことを理解して質問していただけるよう要望しておきます。

○岡田恒雄議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○岡田恒雄議長 起立多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○岡田恒雄議長 続いて、議員提出議案が提出されております。

発議第1号 埼玉中部環境保全組合議会運営委員会条例の一部を改正する条例についてであります。

提出者は中野昭議員、賛成者は現王園孝昭議員、金澤孝太郎議員、渡邊良太議員、杉田しのぶ議員、内野正美議員であります。

それでは、提出議案について中野議員に説明を求めます。

中野議員。

○5番 中野 昭議員 それでは、議長の命によりまして説明をさせていただきます。

発議第1号 埼玉中部環境保全組合議会運営委員会条例の一部を改正する条例の提出についてであります。

埼玉中部環境保全組合議会運営委員会条例の一部を改正する条例を、地方自治法第112条及び埼玉中部環境保全組合議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出をいたします。

平成25年2月19日提出されました。

先ほど議長から話がありましたように、提出者 埼玉中部環境保全組合議会議員 中野 昭

賛成者 埼玉中部環境保全組合議会議員 金澤孝太郎
賛成者 埼玉中部環境保全組合議会議員 渡邊 良太
賛成者 埼玉中部環境保全組合議会議員 現王園孝昭
賛成者 埼玉中部環境保全組合議会議員 杉田しのぶ
賛成者 埼玉中部環境保全組合議会議員 内野 正美

埼玉中部環境保全組合議会議長 岡田 恒雄様

本議案は、地方自治法の一部改正に伴いまして、新たに議員の選任を明記するものであり、並びに文言の整備を図るものであります。

別紙第3条第2号中「委員」を「議会運営委員（以下「委員」という。）」に改めるものであります。

第7条を第8条とし、第4条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の1条を加える。

（委員の選任）

第4条 委員の選任は、議長が議会に諮って選任する。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

以上であります。議員皆様ご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○岡田恒雄議長 提出議案の説明が終わりました。

日程第16、発議第1号 埼玉中部環境保全組合議会運営委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

これより質疑のある方の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

これより発議第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○岡田恒雄議長 起立全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○岡田恒雄議長 続いて、発議第2号 埼玉中部環境保全組合議会会議規則の一部を改正する規則についてであります。

提出者は中野昭議員、賛成者は現王園孝昭議員、金澤孝太郎議員、渡邊良太議員、杉田しのぶ議員、内野正美議員であります。

それでは、提出議案について中野議員に説明を求めます。

中野議員。

○5番 中野 昭議員 それでは、議長の命によりまして説明させていただきます。

発議第2号 埼玉中部環境保全組合議会会議規則の一部を改正する規則の提出について。

埼玉中部環境保全組合議会会議規則の一部を改正する規則を、地方自治法第112条及び埼玉中部環境保全組合議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出をいたします。

平成25年2月19日提出。

提出者	埼玉中部環境保全組合議会議員	中野 昭
賛成者	埼玉中部環境保全組合議会議員	金澤孝太郎
賛成者	埼玉中部環境保全組合議会議員	渡邊 良太
賛成者	埼玉中部環境保全組合議会議員	現王園孝昭
賛成者	埼玉中部環境保全組合議会議員	杉田しのぶ
賛成者	埼玉中部環境保全組合議会議員	内野 正美

埼玉中部環境保全組合議会議長 岡田 恒雄様

本議案は、地方自治法の一部改正に伴いまして、条ずれ並びに文言の整備を図るものであります。

別紙第16条中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

第25条中「議席」を「議場」に、「選挙に」を「、選挙に」に改める。

第73条中「第92条の2（役員の兼業禁止）」を「第92条の2（関係私企業の就職の制限）の」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げ、説明にかえさせていただきます。

以上です。

○岡田恒雄議長 提出議案の説明が終わりました。

日程第17、発議第2号 埼玉中部環境保全組合議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

これより質疑を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

これより質疑のある方の発言を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 質疑ないようでありますので、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

これより発議第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○岡田恒雄議長 起立全員であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎管理者挨拶

○岡田恒雄議長 以上で本定例会に提案されました議事は全て終了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、許可いたします。

新井管理者。

○新井保美管理者 議長のお許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げます。

本議会に提案申し上げました議案につきまして、慎重ご審議をいただき、いずれの議案につきましても原案のとおり可決、ご決定をいただき、まことにありがとうございました。

当センターは、昭和59年に竣工して以来、29年が経過しようとしておりますが、地元の皆様、議員各位のご理解をいただきまして、順調に運転をさせていただいており、深く感謝を申し上げる次第でございます。

当組合が中心となって進めてまいりました新施設の整備に関しましては、その方向性が変わったことから、今後は各自治体で進めていくこととなりますが、ごみ処理業務は住民生活に直結する大切な業務でありますので、住民生活に支障を来さないよう進めてまいりたいと考えております。

結びに、今後も地域の皆様と協調し、良好な施設運営に努めてまいりますので、議員各位のより一層のご指導、ご協力をお願い申し上げますとともに、今後のご活躍とご健勝を祈念申し上げます。閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○岡田恒雄議長 以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成25年第1回埼玉中部環境保全組合議会定例会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

(午前11時41分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年2月19日

議 長 岡 田 恒 雄

署 名 議 員 中 野 昭

署 名 議 員 現 王 園 孝 昭

署 名 議 員 高 橋 節 子